

東やまと市報

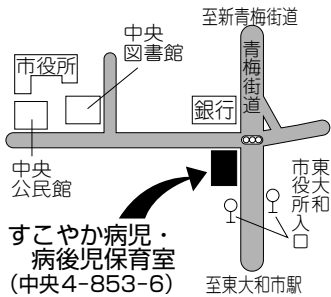
今号の主な記事

- 平成26年度下半期の財政状況を公表 …2面
- 市民プールをご利用ください ……3面
- 国民健康保険からのお知らせ ……4面
- 後期高齢者医療保険からのお知らせ …5面
- 介護保険からのお知らせ ……6面
- 情報マップ・児童館だより ……8・9面

〈人口と世帯 / 27.6.1現在〉

住民基本台帳 (外国人住民数を含む)	内外国人住民数	前月比
男 42,560人 (411人)		18人増
女 43,632人 (678人)		1人増
計 86,192人 (1,089人)		19人増
世帯 37,920世帯		
5月の出生者数(外国人住民数を含む)	男28人 女24人	

発行/東大和市 編集/企画財政部秘書広報課 (〒207-8585) 東大和市中央3-930 ☎042-563-2111(市役所代表) ファクス 042-563-5932



病児・病後児保育とは、お子さんが病気のため、保育園、幼稚園等に通園できない場合に、保護者に代わって保育する制度です。

病児・病後児保育室 お迎えサービスを開始します

7月1日(水)から、市内のすこやか病児・病後児保育室で、お迎えサービスを開始します。

サービスの概要 在籍している保育所等で児童が体調不良となった場合で保護者がお迎えに行くことが困難な時に、病児・病後児保育室の保育士が保護者に代わって保育所等にお迎えに行き、保育室で保育するものです(年末年始等を除く平日午後6時まで保育)。

利用要件 市内に住所を有し、市内に所在する保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、認証保育所、幼稚園在籍児童で満6か月〜就学前の児童
小学生は利用できません。
発熱等で入院加療を必要としない児童

利用方法 保育所等からお子さんの体調不良によりお迎えの依頼の連絡があった後に、当該保育室に直接電話でお申し込みください。

原則、当該保育室において、事前の利用登録(無料)が必要です。

当日の保育室の利用状況保育士の配置状況により利用できない場合があります。

保育施設 すこやか病児・病後児保育室(中央4-853-6・広沢こどもクリニック2階。左上図参照)

交通費等 お迎えサービス利用に伴う交通費等の実費は、徴収しません。

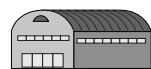
保育料 1日二、円(生活保護世帯、平成26年度住民税非課税世帯の方には、保育料の減額制度があります)

病児・病後児保育及びお迎えサービスの詳細は、市のホームページをご覧ください。

問合せ 保育課・内線1753または、すこやか病児・病後児保育室☎042-5900415へ。

体育施設等 10月から愛称を使用します

ネーミングライツ・パートナーが決定



協定を締結した、尾崎市長と株式会社 Rond・スポーツ代表取締役の春名利昭氏(写真左)

市では、新たな財源を確保し、持続可能な施設運営を行うとともに、施設の魅力や市民サービスの向上を図ることを目的に、体育施設等のネーミングライツ・パートナーを募集しました。

この度、庁内に設置した選定審査委員会による審査を経て、応募者との協議を行った結果、6月24日付で協定を締結し、ネーミングライツ・パートナーが決定しました。

今後、体育施設等の魅力向上を図るため、パートナーと協力していきます。

対象施設・愛称 下表のとおり

パートナー 株式会社 Rond・スポーツ

体育施設等の愛称

施設正式名称	愛称
東大和市民体育館	東大和市民 ROND みんなの体育館
東大和市民プール	東大和市民 ROND みんなのプール
東大和市民立 桜が丘市民広場	東大和市民 ROND 桜が丘フィールド
東大和市民 上仲原公園野球場	東大和市民 ROND 上仲原野球場
東大和市民 上仲原公園テニスコート	東大和市民 ROND テニススクエア

愛称使用期間 10月1日(平成32年3月31日)(4年6か月)

命名権料 年間100万円(期間合計450万円)

問合せ 行政管理課・内線1441まで。

市内でお買い物をする プレミアム付商品券を販売

市では、地域における消費喚起策として、プレミアム商品券を販売します。

10月から インターネット予約

市では、10月から、市民センター(集会室等)及び公民館の施設予約を、インターネット経由でパソコン、スマートフォンや携帯電話

ム付商品券(プレミアム分25%)を9月14日(月)から販売します。

購入には事前の申込みが必要です。7月21日(火)までに案内を全戸配布しますので、案内に付いているが

き(送料無料)でお申し込みください。

利用できる店舗等詳細については、案内でご確認ください。

問合せ 東大和市民会 ☎042-5621131へ。

市役所本庁舎 現業棟 耐震補強等工事

工事の日程・内容



工事の日程

工事種別	平成27年						平成28年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
本庁舎	補強部材設置工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	内壁増し打ち工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	天井改修工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	外壁・屋上改修工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	中庭改修工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
現業棟	耐震補強工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	外壁・屋上改修工事	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※この日程は今後、変更となる場合があります。

改修を、現業棟は外壁塗装改修をします。また、両方とも屋上防水改修をします。

●天井改修工事・本庁舎入口ホールと市議会議場の天井落下防止改修をします。

●中庭改修工事・中庭天井を透水性インターロック工法に改修します。

工事の日程 左表参照

問合せ 総務管財課・内線1311まで。

市・都民税の納付はお済みですか

市・都民税(第1期)は6月30日が納期限です。納付がお済みでない場合は、至急納付をお願いします/問合せ 納税課・内線1041まで

平成26年度 下半期の財政状況を公表

予算の執行状況

一般会計と5つの特別会計の平成27年3月31日現在の予算執行状況は、表1のとおりです。各会計とも出納整理期間(4・5月の2か月間)において、一部の収入と支出がありますので、この出納整理期間の終了後に平成26年度の決算となります。決算の内容は、11月の市報でお知らせする予定です。

【一般会計】平成26年度上半期の一般会計予算額(当初予算額に修正予算額を加えた額)は、三〇〇億三、〇八〇万八、〇〇〇円でした。下半期には、障害者の自立支援給付費や国の修正予算

表1 一般会計及び特別会計の予算執行状況(下半期)

(平成27年3月31日現在)

区分	予 算 現 額 A	下 半 期 収 入 済 額 B	下 半 期 支 出 済 額 C	下 半 期 収 入 率 B/A×100	下 半 期 執 行 率 C/A×100	上・下半期 (26年4月~27年3月)	
						収 入 率	執 行 率
一 般 会 計	306,8515,0	147,0450,4	172,6840,0	47.9	56.3	96.4	91.2
特 別 会 計							
国民健康保険事業	97,5897,7	55,1486,9	47,3921,2	56.5	48.6	89.5	88.9
下水道事業	21,7012,3	14,9764,7	10,7338,3	69.0	49.5	89.6	91.3
土地区画整理事業	1,5506,7	1,0480,2	6182,6	67.6	39.9	96.1	71.4
介護保険事業	56,1893,4	31,6116,0	25,3448,3	56.3	45.1	90.9	79.4
後期高齢者医療	17,4081,7	13,6238,9	11,6966,1	78.3	67.2	100.1	97.8
合 計	501,2906,8	263,4537,1	268,4696,5	52.6	53.6	94.3	89.6

表2 一般会計予算の歳入・歳出別の執行状況(下半期)

(平成26年10月~平成27年3月)

科目	科目の内容	予 算 現 額		収 入 済 額		収 入 率
		億	万	億	万	
市 税	市民税、固定資産税、都市計画税など	121,5505,2		51,7116,7		42.5
国庫支出金	国からの負担金、補助金など	57,1647,2		27,0169,6		47.3
都支出金	東京都からの負担金、補助金など	44,3513,7		26,7784,5		60.4
地方交付税	行政サービス水準の均衡化などのために国から交付されるもの	19,3079,8		6,1883,8		32.1
市 債	公共事業等の資金調達のための借入金	18,4704,2		16,2824,2		88.2
繰越金	前年度からの繰越金	13,4728,9		0		0.0
そ の 他	地方譲与税、基金(貯金)のとりくずしなど	32,5336,0		19,0671,6		58.6
合 計		306,8515,0		147,0450,4		47.9

【歳入】

科目	科目の内容	予 算 現 額		支 出 済 額		執 行 率
		億	万	億	万	
民 生 費	高齢者や障害者、児童などの福祉	162,6559,5		92,7187,1		57.0
教 育 費	学校や図書館の管理・運営など	30,3497,9		15,5069,0		51.1
総 務 費	市役所の管理・運営、地域活動など	26,8377,7		12,8123,4		47.7
衛 生 費	保健衛生や疾病予防、ごみ処理など	23,6013,7		11,6304,7		49.3
土 木 費	道路や公園の管理、都市計画道路の整備など	17,5533,6		10,7128,0		61.0
公 債 費	市債(借入金)の返済	16,8347,4		9,7897,1		58.2
そ の 他	議会運営、消防・防災、農業・商工振興など	29,0185,2		19,5130,7		67.2
合 計		306,8515,0		172,6840,0		56.3

生涯学習推進計画 審議会委員の募集

教育委員会では、第三次生涯学習推進計画(計画期間・平成29年度から)を策定するにあたり、審議会を設置します。この審議会に加わっていただく市民の方を公募します。

応募資格 市内在住の満20歳以上で、市が設置する他の審議会、懇談会及び会議等に「市民公募」区分で委員をしていない方

募集人員 4人以内

任期 委嘱の日より生涯学習推進計画に関する答申を市長に行う日(11月から12月)までの1年間(11月1日から12月31日まで)

謝礼 日額九、〇〇〇円

申込方法 申込書に必要事項を記入し、テーマ「東大和市の生涯学習に望むもの」と題した論文(1200字程度、様式自由)を添えて、社会教育課(市役所5階)へ提出してください。郵送(〒207-8585 東大和市中中央3-930)アクセス(042-563-9333)メール shakaiyoiku@city.higashiyamato.lg.jp)でも受け付けます。

申込書は、社会教育課で配布(市のホームページからもダウンロード可)

結果通知 選考のうえ、結果を連絡します。提出書類は、返却しません。

応募期限 7月17日(金)郵送による応募は17日の消印有効)

問合せ 社会教育課・内線1551まで。

負担と支出の状況

一般会計予算における負担額(市税)と支出額(サービス)の状況は、表2のとおりです。3月31日現在の市債残高は、一般会計における借入金(元金)償還額の減少等により、前年度同期に比べ、

約一億八、五三六万円の増となつています。出納整理期間に下水道事業債等の借入れを行い、期間終了後の平成26年度末の市債残高は、前年度末に比べ、一億五、二六一万七、〇〇〇円減少する見込みです。

一時借入金の状況

支払の際に一時的に現金が不足する場合、市では短期的に銀行等から借り入

市債(借入金)の状況は、表5のとおりです。

市の財産(土地・建物)

市は、表5のとおりです。

問合せ 財政課・内線1431まで。

表5 市の財産

(平成27年3月31日現在)

区分	面積	内容
土地	524,695㎡	小学校、中学校、保育園、公園、庁舎など
建物(延面積)	141,244㎡	

表3 市税負担額と支出額(サービス)の状況

(平成27年3月31日現在)

区分	一世帯当たり		市民一人当たり	
	万	円	万	円
市税負担額	32,2928		14,1846	
支出額(サービス)	74,0072		32,5077	
民生費	39,9919		17,5665	
教育費	6,7889		2,9820	
総務費	6,0723		2,6673	
衛生費	5,4361		2,3878	
公債費	4,3891		1,9279	
土木費	4,0798		1,7920	
その他	7,2491		3,1842	

表4 市債(借入金)の状況

(平成27年3月31日現在)

区分	残 高		構成比
	億	万	
一 般 会 計	182,6186	1	61.7
下水道事業特別会計	113,3125	6	38.3
合 計	295,9311	7	100.0

行政評価 外部評価会議

市では、市で行う事務や事業について、担当課による行政評価(自己評価)を行っています。この自己評価に加え、市民の目線からご意見をいただくため、あらかじめ選任された市民が参加する外部評価会議を次のとおり開催します。

日時 7月22日(水)・23日

場所 市役所会議棟第1・2会議室

対象事業 左表参照

傍聴者の定員 10人(当日先着順)

手話通訳 希望する方は7月7日(火)までに行政管理局(ファクス042-563-5932)へご連絡ください。

問合せ 行政管理局・内線1441まで。

(注)24日(金)・28日(火)午後1時15分から4時間程度

経費節減のため、市の封筒の一部に広告代理店から寄付された広告入封筒を使用しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。問合せ 行政管理局・内線1441まで

ご利用ください 市民プール



市民プールが7月11日(土)から始まります。市民プールには、幼児用・流水・スライダー・25mの4種類のプールがあり、子どもから大人まで楽しむことができます。



市民プール利用料金

区分	基本料金 (2時間以内)	超過料金 (1時間につき)
大人	300円	150円
中学生	100円	50円
小学生	50円	30円
幼児	無料	

※付添いの方も有料です。
※7月11日(土)は無料開放日です。

ます。ぜひご利用ください。
期間 7月11日(土)～8月31日(月) (7月11日(土)は無料開放日となります)
時間 午前10時～午後6時 (7月13日(月)～17日(金)は午後1時30分～6時。入場はともにも午後5時まで)
場所 市民体育館北側 (桜が丘2 167 13)
入場方法 市民プール入口にある自動券売機で「市民プール利用券」をお買い求めください。
利用料金 左表のとおり
サービス ビート板・プール

ルプイの無料貸出(個数制限有)25mを自分のペースで泳ぎたい方のために「完泳コース」を設置。
スタンプ特典 1回の利用ごとにスタンプを1個押してスタンプ20個で入場料が1回無料になります。
イベント ヒンゴ大会(不定期実施)
休憩時間内に、数字を3つ引き、ロツカーの番号と一致すると大当たりとなり、ドリンク等が当たります。
利用上の注意
駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください(身体障害者本人が運転・同乗する場合は除く)。
プールサイドでの水分補給はペットボトル等の蓋付きに限り(アルコール類の持込みは不可)。

就学前の幼児が利用する場合は、中学生以上で水着着用の付添が必要(付添者も入水が必要)です。オムツが取れていない、またオムツ(水遊び用オムツを含む)をしたままでの遊泳はお断りしています。飛び込みや潜水等の危険な行為や、他の利用者の迷惑となる行為は禁止です。
プール水槽内でのメガネやアクセサリー類の着用はできません。
その他の注意事項は、プール係員にお尋ねください。
管理運営者 ロンド・スポーツ ジェイレック共同事業体
問合せ 社会教育課・内線1552、プール開催期間中は市民プール☎042-565 0061まで。

郷土博物館

企画展示「戦後70年」私たちのまちは戦場だった
「開催のお知らせ」
終戦から70年が経過することにあわせ、戦争や戦時中の生活に関する収蔵資料や市民の方がお持ちの資料を展示します。また、市内に残る軍需工場の変電所を中心に、全国に残る戦争や空襲の痕跡を写真等で紹介します。
日時 7月11日(土)～9月6日(日)午前9時～午後5時
休館日 毎週月曜日
7月20日(祝日)は開館翌21日(火)は休館します。
会場 郷土博物館企画展示室

「絵本と音楽でつづる、星のものがたり」観覧者募集(事前申込制)
プラネタリアムの星空の下、オーケストラの生演奏と絵本の朗読をお楽しみください。星座の紹介もします。
日時 7月26日(日)午後3時から75分程度
会場 郷土博物館プラネタリアム
出演 ルロットオーケストラ
定員 90人(申込順)
観覧料 大人200円、小学生100円
自然観察会「薬草観察会」のお知らせ
薬草を中心に、ヤマユリなど夏の花の観察を楽しみませんか。
日時 7月20日(祝日)午前9時30分郷土博物館会議室集合
観覧地 市立狭山緑地
講師 鈴木幸子氏(東京生薬協会栽培アドバイザー)
持ち物 筆記用具
◆以上のお申込み・問合せは、郷土博物館☎042-567 4800まで。

ふれあい市民運動会事前申込種目 **参加団体を募集**
スポーツ・レクリエーションを通じて地域コミュニケーションを広げるとともに、健康保持と相互交流を図ることを目的に第45回ふれあい市民運動会を開催します。開催にあたり、事前申込種目への参加団体を募集しますので、お申し込みください。
なお、種目への参加は1種目からできます。申込数が定数を超えた場合は抽選となります。
日時 9月27日(日)午前9時30分～午後3時30分(予定)
雨天中止(当日の午前6時30分に決定)
会場 上仲原公園野球場
募集対象 市民で構成された団体
募集種目・参加人数・募集団体数 右下表のとおり
募集期限 8月31日(月)
申込書の配布場所 社会教育課(市役所5階)市民線1555まで。

種目	参加人数	募集団体数	種目説明
むかで競走	10人	12団体	足をロープでつなぎ、一致団結してゴールを目指します。
大バトンリレー	4人	12団体	大きなバトンを持ち4人でリレーをします。
綱引き	10人	8団体	8団体によるトーナメント方式の綱引きを行います。
防災リレー	4人	12団体	タンカやバケツを使った防災に関するリレーです。

体育館 **申込方法** 申込書に必要事項を記入し、社会教育課または市民体育館へ提出してください。申込書を社会教育課へファクス(042-563 5933)することもできます。メール shakai@city.higashiyamato.lg.jp の場合は、参加種目団体名、代表者氏名、住所、連絡先、参加者氏名を添えて送信してください。
問合せ 社会教育課・内線1555まで。

東大和市・立川市図書館の相互利用



東大和市と立川市は、市民の皆さんが相互の図書館を利用するための協定を結びました。7月1日(水)から、東大和市にお住まいの方も立川市図書館を利用できるようになりました。
問合せ 立川市図書館の利用に関するお問合せは、立川市中央図書館☎042-528 6800へ。相互利用に関するお問合せは、東大和

市立中央図書館☎042-564 2454まで。
東大和市駅前市政情報コーナーに図書館資料返却ポストを設置
東大和市駅前の市政情報コーナーに図書館資料返却ポストを試行設置していましたが、市民サービスの向上を図るため、正式に設置しました。
利用時間 市政情報コーナー開室時間(おおむね午前9時～午後5時)
資料回収 ポストに返却された資料の回収は週1回(原則水曜日)実施します。なお、資料返却ポストに返却できるのは、東大和市立図書館所蔵の図書・雑誌に限り(CD、紙芝居、布

の絵本、他自治体からの借用資料等は各図書館カウンターへお持ちください)。
一日図書館員募集
夏休みに一日図書館員になって図書館の仕事を体験してみませんか。
対象 小学5・6年生
日時 7月24日(金)午前9時～午後0時15分
場所 中央図書館
定員 8人(申込多数の場合は抽選です。未経験者優先とします)
申込み 7月15日(水)までに、中央図書館のカウンターまたは電話でお申し込みください(桜が丘・清原図書館では受け付けません)。
◆以上のお申込み・問合せは、中央図書館☎042-564 2454まで。

「絵本と音楽でつづる、星のものがたり」観覧者募集(事前申込制)
プラネタリアムの星空の下、オーケストラの生演奏と絵本の朗読をお楽しみください。星座の紹介もします。
日時 7月26日(日)午後3時から75分程度
会場 郷土博物館プラネタリアム
出演 ルロットオーケストラ
定員 90人(申込順)
観覧料 大人200円、小学生100円
自然観察会「薬草観察会」のお知らせ
薬草を中心に、ヤマユリなど夏の花の観察を楽しみませんか。
日時 7月20日(祝日)午前9時30分郷土博物館会議室集合
観覧地 市立狭山緑地
講師 鈴木幸子氏(東京生薬協会栽培アドバイザー)
持ち物 筆記用具
◆以上のお申込み・問合せは、郷土博物館☎042-567 4800まで。

ふれあい市民運動会事前申込種目 **参加団体を募集**
スポーツ・レクリエーションを通じて地域コミュニケーションを広げるとともに、健康保持と相互交流を図ることを目的に第45回ふれあい市民運動会を開催します。開催にあたり、事前申込種目への参加団体を募集しますので、お申し込みください。
なお、種目への参加は1種目からできます。申込数が定数を超えた場合は抽選となります。
日時 9月27日(日)午前9時30分～午後3時30分(予定)
雨天中止(当日の午前6時30分に決定)
会場 上仲原公園野球場
募集対象 市民で構成された団体
募集種目・参加人数・募集団体数 右下表のとおり
募集期限 8月31日(月)
申込書の配布場所 社会教育課(市役所5階)市民線1555まで。

体育館 **申込方法** 申込書に必要事項を記入し、社会教育課または市民体育館へ提出してください。申込書を社会教育課へファクス(042-563 5933)することもできます。メール shakai@city.higashiyamato.lg.jp の場合は、参加種目団体名、代表者氏名、住所、連絡先、参加者氏名を添えて送信してください。
問合せ 社会教育課・内線1555まで。

第2回男女共同参画講座
イクメンお父さんと一緒に作るプロの味!
第4回東大和市グルメコンテスト「うまかんべえ祭」で第1位になった『プリモチ海老ワントン』のアレンジ『海老ワントンスープ』と『五目黄金チャイハン』をお父さんと一緒に作りましょう。
対象 市内在住で、小学生以上の親子(父と子)
日時 7月18日(土)午前10時～正午
場所 中央公民館
定員 15組(申込順)
講師 伊藤良雄氏(中華料理師)

料理 空龍(店長)
費用 大人500円・子ども300円(当日集金)
持ち物 エプロン、三角巾、タオル、飲み物
保育 1歳以上の未就学児(定員6人(申込順))
手話通訳 ご希望の方は、ファクス(042-563 5931)またはメール(sminims@katsuo-city.higashiyamato.lg.jp)でお申し込みください。
保育・手話通訳申込期限 7月8日(水)
講座申込期限 7月16日(木)
申込み・問合せ 市民生活課・内線1715まで。

東大和市と立川市は、市民の皆さんが相互の図書館を利用するための協定を結びました。7月1日(水)から、東大和市にお住まいの方も立川市図書館を利用できるようになりました。
問合せ 立川市図書館の利用に関するお問合せは、立川市中央図書館☎042-528 6800へ。相互利用に関するお問合せは、東大和

市立中央図書館☎042-564 2454まで。
東大和市駅前市政情報コーナーに図書館資料返却ポストを設置
東大和市駅前の市政情報コーナーに図書館資料返却ポストを試行設置していましたが、市民サービスの向上を図るため、正式に設置しました。
利用時間 市政情報コーナー開室時間(おおむね午前9時～午後5時)
資料回収 ポストに返却された資料の回収は週1回(原則水曜日)実施します。なお、資料返却ポストに返却できるのは、東大和市立図書館所蔵の図書・雑誌に限り(CD、紙芝居、布

の絵本、他自治体からの借用資料等は各図書館カウンターへお持ちください)。
一日図書館員募集
夏休みに一日図書館員になって図書館の仕事を体験してみませんか。
対象 小学5・6年生
日時 7月24日(金)午前9時～午後0時15分
場所 中央図書館
定員 8人(申込多数の場合は抽選です。未経験者優先とします)
申込み 7月15日(水)までに、中央図書館のカウンターまたは電話でお申し込みください(桜が丘・清原図書館では受け付けません)。
◆以上のお申込み・問合せは、中央図書館☎042-564 2454まで。

「絵本と音楽でつづる、星のものがたり」観覧者募集(事前申込制)
プラネタリアムの星空の下、オーケストラの生演奏と絵本の朗読をお楽しみください。星座の紹介もします。
日時 7月26日(日)午後3時から75分程度
会場 郷土博物館プラネタリアム
出演 ルロットオーケストラ
定員 90人(申込順)
観覧料 大人200円、小学生100円
自然観察会「薬草観察会」のお知らせ
薬草を中心に、ヤマユリなど夏の花の観察を楽しみませんか。
日時 7月20日(祝日)午前9時30分郷土博物館会議室集合
観覧地 市立狭山緑地
講師 鈴木幸子氏(東京生薬協会栽培アドバイザー)
持ち物 筆記用具
◆以上のお申込み・問合せは、郷土博物館☎042-567 4800まで。

ふれあい市民運動会事前申込種目 **参加団体を募集**
スポーツ・レクリエーションを通じて地域コミュニケーションを広げるとともに、健康保持と相互交流を図ることを目的に第45回ふれあい市民運動会を開催します。開催にあたり、事前申込種目への参加団体を募集しますので、お申し込みください。
なお、種目への参加は1種目からできます。申込数が定数を超えた場合は抽選となります。
日時 9月27日(日)午前9時30分～午後3時30分(予定)
雨天中止(当日の午前6時30分に決定)
会場 上仲原公園野球場
募集対象 市民で構成された団体
募集種目・参加人数・募集団体数 右下表のとおり
募集期限 8月31日(月)
申込書の配布場所 社会教育課(市役所5階)市民線1555まで。

体育館 **申込方法** 申込書に必要事項を記入し、社会教育課または市民体育館へ提出してください。申込書を社会教育課へファクス(042-563 5933)することもできます。メール shakai@city.higashiyamato.lg.jp の場合は、参加種目団体名、代表者氏名、住所、連絡先、参加者氏名を添えて送信してください。
問合せ 社会教育課・内線1555まで。

東大和市ふれあい広場～パネル展

(玉川上水駅北側)では、夏の星空パネル展を7月14日(火)まで開催しています(正午～午後6時)。休業日はありません/問合せ 企画課・内線1425まで

表1 平成27年度国民健康保険税の税率等・課税限度額

〔医療分〕		
所得割額	〔前年の総所得金額-基礎控除(33万円)]×5.01%	
資産割額	本年度の固定資産税額×10%	
均等割額	被保険者1人当たり 20,500円	
平等割額	1世帯当たり(特定世帯、特定継続世帯以外)	9,000円
	1世帯当たり(特定世帯)	4,500円
	1世帯当たり(特定継続世帯)	6,750円
課税限度額	51万円	
〔支援分〕		
所得割額	〔前年の総所得金額-基礎控除(33万円)]×1.60%	
均等割額	被保険者1人当たり 7,500円	
課税限度額	14万円	
〔介護分〕		
所得割額	〔前年の総所得金額-基礎控除(33万円)]×1.75%	
均等割額	被保険者1人当たり 10,400円	
課税限度額	12万円	

国民健康保険からの お知らせ



平成27年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月中旬に郵送します。
国保税の算出方法 国保税は、医療分・基礎課税額、支援分・後期高齢者支援金等課税額、及び介護分・介護納付金課税額(40歳以上65歳未満の方が対象)に区分し、表1の税率等に基づき、課税限度額を限度として算出した合計額が、世帯の1年間の国保税の金額となります。

年度途中で資格の取得または喪失(世帯員の転入・転出・出生・健康保険の資格の取得・喪失等)がある場合には、月割りで税額が変更となります。また、前年中の総所得金額等に変更が生じた場合についても、税額が変わる場合があります。

被保険者資格の取得・喪失と国保税 国民健康保険の被保険者資格は、他の健康保険に加入している場合や生活保護の受給等、適用除外事由に該当する場合を除き、社会保障制度の一環として、他の社会保障制度と同様に強制適用となります。

国保税の納付 国保税は国民健康保険事業の貴重な財源となります。納期限内の納付にご協力ください。納付書は、分冊式となっており、納付書の納期限にご注意ください。既に口座振替の手続きを済ませている場合は、納付書は同封していません。

国保税の軽減 国保税は、被保険者等の申告に基づく総所得金額等を基に算出されます。総所得金額等が一定額以下の世帯については、均等割額及び平等割額が軽減されます。確定申告や住民税の申告が済んでいないと、この軽減措置が受けられません。所得の有無に関わらず、税務署または、市役所に必ず申告をしてください。

国保税の減免等 災害その他特別の事情により所得が著しく減少し、納付が困難な場合、国保税の減免の制度があります。納税できないまま納期限が過ぎてしまうと、延滞金が増加されたり、滞納処分を受けることがありますので、お早めにご相談ください。

問合せ 保険年金課・内線1023まで。
限度額適用
標準負担額減額
認定証の交付申請

市国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方で、平成27年度の市町村民税が非課税世帯であるなど、一定の条件に該当する場合、表2のとおり自己負担額が軽減されます。対象と思われる方には、6月下旬に係書類を郵送しています。8月が更新月となりますので、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください(郵送可)。

国保税は、資格を取得した月(職場の健康保険等を抜けた月、他の市町村から転入した月)から算定されます。市役所への届出時からではありません。届出が遅れると、被保険者になった時点までさかのぼって国保税を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。届出の手続きは14日以内にお済ませください。

納税義務者 国保税の納税義務者は法令に基づき、世帯主となります。例えば、世帯主が他の健康保険に加入している場合、ご家族が国民健康保険の資格を取得している場合、国保税の納税義務者は世帯主となります。

国保税の納付 国保税は国民健康保険事業の貴重な財源となります。納期限内の納付にご協力ください。納付書は、分冊式となっており、納付書の納期限にご注意ください。既に口座振替の手続きを済ませている場合は、納付書は同封していません。

国保税の軽減 国保税は、被保険者等の申告に基づく総所得金額等を基に算出されます。総所得金額等が一定額以下の世帯については、均等割額及び平等割額が軽減されます。確定申告や住民税の申告が済んでいないと、この軽減措置が受けられません。所得の有無に関わらず、税務署または、市役所に必ず申告をしてください。

国保税の減免等 災害その他特別の事情により所得が著しく減少し、納付が困難な場合、国保税の減免の制度があります。納税できないまま納期限が過ぎてしまうと、延滞金が増加されたり、滞納処分を受けることがありますので、お早めにご相談ください。

問合せ 保険年金課・内線1023まで。
限度額適用
標準負担額減額
認定証の交付申請

市国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方で、平成27年度の市町村民税が非課税世帯であるなど、一定の条件に該当する場合、表2のとおり自己負担額が軽減されます。対象と思われる方には、6月下旬に係書類を郵送しています。8月が更新月となりますので、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください(郵送可)。

表2 自己負担額(月額)・入院時食事療養費の自己負担限度額(国保高齢受給者)

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	入院時食事療養費(1食当たり)
	8,000円	24,600円	210円(90日までの入院) 160円(過去12か月で90日を超える入院)
低所得者I		15,000円	100円

※一般(自己負担1割または2割):外来のみは12,000円。外来+入院は44,400円。
 ※一定以上所得者(自己負担3割):外来のみは44,400円。外来+入院は80,100円+〔医療費-267,000円〕×1%

委員会・審議会
学校給食センター運営委員会
 7月10日(金)午後2時から
 /場所 市役所会議棟第6・7・8会議室/議題 平成26年度東大和市学校給食会計収入支出決算の報告等/傍聴者の定員 10人(先着順)/当日直接会場にお越しください/給食課 ☎042-564-1282まで。
下水道使用料審議会
 市では、下水道使用料の改定について検討するため、東大和市下水道使用料審議会を開催します。
 7月10日(金)午後1時30分から/場所 中央公民館視聴覚室/傍聴者の定員 5人(先着順)/当日直接会場にお越しください/下水道課・内線1231まで。
社会教育委員会
 7月21日(火)午後3時から/場所 市役所会議棟第4会議室/傍聴者の定員 5人(先着順)/当日直接会場までお越しください/社会教育課・内線1554まで。

平成27年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月中旬に郵送します。
国保税の算出方法 国保税は、医療分・基礎課税額、支援分・後期高齢者支援金等課税額、及び介護分・介護納付金課税額(40歳以上65歳未満の方が対象)に区分し、表1の税率等に基づき、課税限度額を限度として算出した合計額が、世帯の1年間の国保税の金額となります。

被保険者資格の取得・喪失と国保税 国民健康保険の被保険者資格は、他の健康保険に加入している場合や生活保護の受給等、適用除外事由に該当する場合を除き、社会保障制度の一環として、他の社会保障制度と同様に強制適用となります。

国保税の納付 国保税は国民健康保険事業の貴重な財源となります。納期限内の納付にご協力ください。納付書は、分冊式となっており、納付書の納期限にご注意ください。既に口座振替の手続きを済ませている場合は、納付書は同封していません。

国保税の軽減 国保税は、被保険者等の申告に基づく総所得金額等を基に算出されます。総所得金額等が一定額以下の世帯については、均等割額及び平等割額が軽減されます。確定申告や住民税の申告が済んでいないと、この軽減措置が受けられません。所得の有無に関わらず、税務署または、市役所に必ず申告をしてください。

国保税の減免等 災害その他特別の事情により所得が著しく減少し、納付が困難な場合、国保税の減免の制度があります。納税できないまま納期限が過ぎてしまうと、延滞金が増加されたり、滞納処分を受けることがありますので、お早めにご相談ください。

問合せ 保険年金課・内線1023まで。
限度額適用
標準負担額減額
認定証の交付申請

市国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方で、平成27年度の市町村民税が非課税世帯であるなど、一定の条件に該当する場合、表2のとおり自己負担額が軽減されます。対象と思われる方には、6月下旬に係書類を郵送しています。8月が更新月となりますので、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください(郵送可)。

市国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方で、平成27年度の市町村民税が非課税世帯であるなど、一定の条件に該当する場合、表2のとおり自己負担額が軽減されます。対象と思われる方には、6月下旬に係書類を郵送しています。8月が更新月となりますので、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください(郵送可)。

平成27年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月中旬に郵送します。
国保税の算出方法 国保税は、医療分・基礎課税額、支援分・後期高齢者支援金等課税額、及び介護分・介護納付金課税額(40歳以上65歳未満の方が対象)に区分し、表1の税率等に基づき、課税限度額を限度として算出した合計額が、世帯の1年間の国保税の金額となります。

被保険者資格の取得・喪失と国保税 国民健康保険の被保険者資格は、他の健康保険に加入している場合や生活保護の受給等、適用除外事由に該当する場合を除き、社会保障制度の一環として、他の社会保障制度と同様に強制適用となります。

国保税の納付 国保税は国民健康保険事業の貴重な財源となります。納期限内の納付にご協力ください。納付書は、分冊式となっており、納付書の納期限にご注意ください。既に口座振替の手続きを済ませている場合は、納付書は同封していません。

国保税の軽減 国保税は、被保険者等の申告に基づく総所得金額等を基に算出されます。総所得金額等が一定額以下の世帯については、均等割額及び平等割額が軽減されます。確定申告や住民税の申告が済んでいないと、この軽減措置が受けられません。所得の有無に関わらず、税務署または、市役所に必ず申告をしてください。

国保税の減免等 災害その他特別の事情により所得が著しく減少し、納付が困難な場合、国保税の減免の制度があります。納税できないまま納期限が過ぎてしまうと、延滞金が増加されたり、滞納処分を受けることがありますので、お早めにご相談ください。

問合せ 保険年金課・内線1023まで。
限度額適用
標準負担額減額
認定証の交付申請

市国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方で、平成27年度の市町村民税が非課税世帯であるなど、一定の条件に該当する場合、表2のとおり自己負担額が軽減されます。対象と思われる方には、6月下旬に係書類を郵送しています。8月が更新月となりますので、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください(郵送可)。

市国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方で、平成27年度の市町村民税が非課税世帯であるなど、一定の条件に該当する場合、表2のとおり自己負担額が軽減されます。対象と思われる方には、6月下旬に係書類を郵送しています。8月が更新月となりますので、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください(郵送可)。

税金

家屋調査にご協力を
 平成27年1月2日から平成28年1月1日までに新築または増築された家屋には、平成28年度から固定資産税と都市計画税が課税されます。

新築工事の受注者が決定しました
 平成24年11月に策定した「東大和市学校給食基本計画」に基づいて整備を進めている(仮称)東大和市学校給食センター新築工事の受注者が、入札の結果、次受注者 建築工事(浅沼・大和建設共同企業体)に決定しました。

固定資産(土地)の現況調査を行っています
 市では、地方税法に基づき、土地の利用状況について、毎年現況調査を実施しています。これは、土地の現況確認を行うことにより、固定資産税・都市計画税の税額を算出するために必要な調査です。調査は、身分証明証を携行した市職員が随時行っています。ご理解ご協力をお願いします。

問合せ 課税課・内線1057まで。

(仮称)東大和市学校給食センター 新築工事の受注者が決定しました

平成24年11月に策定した「東大和市学校給食基本計画」に基づいて整備を進めている(仮称)東大和市学校給食センター新築工事の受注者が、入札の結果、次受注者 建築工事(浅沼・大和建設共同企業体)に決定しました。

厨房・給排水衛生設備工事(大成温調・吉川建設共同企業体)・空調設備工事(八重洲・尾崎建設共同企業体)・電気設備工事(村山電気株式会社)
 今後(仮称)東大和市学校給食センター建設事業にご理解ご協力をお願いします。

なお、新築工事に伴い、工事説明会を行います。
工事説明会日時・場所
 7月2日(木)午後7時から
 /南街市民センター
 7月4日(土)午後2時から
 /桜が丘市民センター
 駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

問合せ 給食課 ☎042-564-1282まで。

表 一部負担金の割合、自己負担限度額等一覧

区分	平成27年度の 市民税課税所得	一部 負担金 の割合	自己負担限度額（1か月）		食費の 標準負担額 (1食当たり)
			外来	外来十入院 (世帯単位)	
現役並み 所得者	145万円以上(注1) ※課税所得が145万円以上であっても、同一世帯の被保険者(70歳~74歳の国保、社保等の加入者がいる場合はその方を含む)の収入合計額が520万円未満(被保険者が1人の場合は383万円未満)の方は、申請が認められると一部負担金の割合が1割になります(申請が必要です)。	3割	44,400円	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% ※12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降は44,400円	260円
一般	145万円未満	1割	12,000円	24,600円	
区分Ⅱ	世帯の全員が非課税	1割	8,000円	15,000円	210円(90日以内の入院) 160円(90日を超える入院)(注2)
区分Ⅰ	世帯の全員が非課税で、年金収入80万円以下(その他所得がない)の方または老齢福祉年金受給者	1割	8,000円	15,000円	100円

(注1) 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同一世帯の被保険者は、賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下であれば区分は一般となります。
(注2) 区分Ⅱで、過去12カ月で入院日数が90日(他の健康保険加入期間も区分Ⅱ相当の減額認定証が交付されていれば通算できます)を超える場合は、入院日数を証明する領収書を持参し、申請が認められると食費の標準負担額が1食当たり160円になります(申請が必要です)。

後期高齢者 医療保険からの お知らせ



平成27年度の保険料額決定通知書を送付します
平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。保険料は平成26年中の所得をもとに東京都後期高齢者医療広域連合で決定しています。

保険料の納付方法 特別徴収と普通徴収の2種類の方法があります。
【特別徴収】 年金からの引き落としにより納付する方法です。4月・6月・8月の年金から引き落とされる保険料は、平成25年中の所得をもとに仮決定した金額です。今回、平成26年中の所得をもとに、平成27年度の保険料を決定しています。
【普通徴収】 納付書または口座振替で納付する方法です。1年間の保険料を第1期(7月)から第8期(平成28年2月)までの8回に分けて納付します。
(1) 保険料の納付方法は原則として特別徴収ですが、一定の条件に該当する場合は**一部負担金の割合の変更に伴う被保険者証を送付します**。被保険者証の一部負担金の割合に変更がある方には、8月1日から使用する新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。
一部負担金割合の判定方法は次のとおりです。
一部負担金の割合が1割の方・同一世帯の被保険者全員の平成27年度市町村民税の課税所得が145万円未満の場合
一部負担金の割合が3割の方・同一世帯の被保険者の中に平成27年度市町村民税の課税所得が145万円以上の方がある場合
● 課税所得が145万円以上でも、以下の条件を満たす方は、申請が認められると一部負担金の割合が3割から1割になります。
同一世帯に被保険者が1人の場合・平成26年中の収入額が383万円未満(同一世帯に70歳~74歳の国保または会社の健康保険等の加入者がいる場合はその方との合計収入額が520万円未満)
同一世帯に被保険者が2人以上の場合・被保険者全員の平成26年中の合計収入額が520万円未満
● 右記判定に加え、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の場合、賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下であれば1割負担となります。
申請に必要なもの 被保険者証、平成27年度確定申告の写し(平成26年中の収入がわかるもの)、印鑑
新しい被保険者証が届いた方は、これまでお使いのもの

ものを8月以降にご自身で破棄していただくか、保険年金課(市役所1階)、または市民センターに返却してください。
限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の交付申請をお願いします
次の所得条件に該当する方は、申請して認められると、入院時等の自己負担限度額や食事が軽減される減額認定証が交付されます(左上表参照)。
過去に減額認定証を交付された方で、平成27年度も所得条件に該当する方には、新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。
なお、新たに対象となると思われる方には、8月上旬に関係書類を郵送しますので、申請をしてください(郵送可)。
区分Ⅱ..世帯全員が平成27年度市町村民税非課税の方のうち、区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ..世帯全員が平成27年度市町村民税非課税で、年金収入80万円以下(その他所得がない)の方または老齢福祉年金を受給している方
申請に必要なもの 郵送された書類、被保険者証、印鑑(郵送の場合、書類のみ郵送してください)
現在お持ちの減額認定証は8月以降にご自身で破棄していただくか、保険年金課または市民センターに返却してください
◆以上の申請・問合せは、保険年金課・内線1026まで。

平成28年度に高等学校等に入学する方へ
東京都育英資金
奨学生の予約募集
東京都私学財団では、経済的な理由により高等学校または専修学校高等課程の修学が困難な方のために、修学に必要な資金の一部を速やかに借りることができるよう、進学前にあらかじめ採用候補者として登録するための予約募集を行っています。
対象 平成28年4月に高等学校または専修学校高等課程に進学を希望している方
7月1日~31日
青少年の非行・被害防止
全国強調月間
平成27年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」は、内閣府が中心となって、7月1日から31日までの1か月間実施されます。
次代を担う青少年の育成

幼稚園児の保護者の方へ
補助金の申請手続き
保護者補助金・就園奨励費補助金交付の対象の方は次のとおりです。詳しくは園から配布される案内をご覧ください。
なお、案内がお手元に届かない場合は、お問い合わせください。
【保護者補助金】
対象 市内に住所がある3・4・5歳児(平成27年4月1日現在。年度途中で満3歳になる幼児も含む)を、私学助成を受ける私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設もしくは施設型給付を受ける私立幼稚園や認定こども園に1号認定で通園させている保護者の方
【就園奨励費補助金】
対象 市内に住所がある3・4・5歳児(平成27年4月1日現在。年度途中で満3歳になる幼児も含む)を、私学助成を受ける私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設もしくは施設型給付を受ける私立幼稚園や認定こども園に1号認定で通園させている保護者の方
問合せ 保育課・内線1753、または通園している幼稚園等へ。

中学3年生で、本人と保護者が都内に住所を有していること。同種の奨学金を他から借り受けないこと等
貸付額(月額) 国・公立学校生は一万八、〇〇〇円、私立学校生は三万五、〇〇〇円
利子 無利子
提出書類 予約申込書、住民票、所得を証明する書類等を、9月11日(金)までに在籍する学校へ提出してください。詳細は、学校または学校教育課(市役所5階)にあるパンフレットをご覧ください。
問合せ 学校教育課・内線1522まで。

問合せ (公財)東京都私学財団振興部育英資金課 ☎03-5206-7929へ。
外国人学校に在学している外国人児童・生徒の保護者の方へ
市では、外国人学校(小学校及び中学校に相当する学校に限る)に在学している外国人児童・生徒の保護者を対象に、教育費の負担を軽減するための補助金を予算の範囲内で交付しています。詳細は、お問い合わせください。
問合せ 学校教育課・内線1522まで。

平成27年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」は、内閣府が中心となって、7月1日から31日までの1か月間実施されます。次代を担う青少年の育成

介護保険からのお知らせ

平成27年度の
主な改正



平成26年6月に、国の社会
保障・税一体改革の実現に向
けた「地域における医療及び
介護の総合的な確保を推進す
るための関係法律の整備等に
関する法律」が成立しました。
これにより介護保険制度の一
部が改正され、平成27年度か
ら平成29年度にかけて介護保
険サービスや費用負担が変更
となります。平成27年度の主
な改正は下図のとおりです。
問合せ 保険料に関するこ
とは高齢介護課介護保険係・
内線1171・1172、利
用者負担等に関する場合は高
齢介護課介護給付係・内線1
137・1139まで。

介護保険料が変わります

介護保険料は、介護給付費等準備基金の一部を
取り崩す等、保険料の上昇を最小限に抑えるよう
努力し、計画期間中の介護保険料を改定しました。
今回の改定では、これまで所得別に9段階11区分に
分けていた介護保険料を、さらに細かく12段階と
し、併せて所得区分も変更しました。また、低所得
者（第1段階）については、公費を投入し保険料の
軽減強化を行いました。（表1参照）

表1 介護保険料段階の変更表

第5期	第1段階	第2段階	特例第3段階	第3段階	特例第4段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	
負担割合	基準額 ×0.488	基準額 ×0.488	基準額 ×0.650	基準額 ×0.744	基準額 ×0.906	基準額	基準額 ×1.162	基準額 ×1.255	基準額 ×1.511	基準額 ×1.744	基準額 ×1.906	
所得区分	生活保護 受給者等	市民税非課税世帯かつ本人の前年合計 所得金額と課税年金収入額の合計が				本人が市民税課税で前年合計所得が						
		80万円 以下の方	80万円超120 万円以下の方	120万円を 超える方	80万円 以下の方	80万円を 超える方	125万円 未満の方	125万円以上 190万円未満の方	190万円以上 400万円未満の方	400万円以上 600万円未満の方	600万円以上の方	
保険料年額	25,200円	25,200円	33,600円	38,400円	46,800円	51,600円	60,000円	64,800円	78,000円	90,000円	98,400円	
第6期	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
負担割合	基準額 ×0.437	基準額 ×0.645	基準額 ×0.729	基準額 ×0.895	基準額	基準額 ×1.145	基準額 ×1.250	基準額 ×1.500	基準額 ×1.604	基準額 ×1.750	基準額 ×1.916	基準額 ×2.083
所得区分	市民税非課税世帯かつ本人の前年合計所得金額と 課税年金収入額の合計が				本人が市民税課税で前年合計所得が							
	80万円以下の方 または生活保護受給者等	80万円超120 万円以下の方	120万円を 超える方	80万円 以下の方	80万円を 超える方	120万円 未満の方	120万円以上 190万円未満の方	190万円以上 290万円未満の方	290万円以上 400万円未満の方	400万円以上 600万円未満の方	600万円以上 800万円未満の方	800万円 以上の方
保険料年額	25,200円	37,200円	42,000円	51,600円	57,600円	66,000円	72,000円	86,400円	92,400円	100,800円	110,400円	120,000円

高額介護サービス費等の上限額が一部変わります

介護サービスを利用する場合にお支払いいた
だく利用者負担には、月々の負担の上限が設定
されています。1か月に支払った利用者の負担
の合計が負担の上限を超えた時は、申請により
超えた分が払い戻されます。一般的な所得の方
の負担の上限は37,200円です。今回の制度改
正に伴い、特に所得の高い現役並み所得相当
の方がいる世帯の方については、相応のご負担
をお願いするため、平成27年8月1日以降にご利
用されたサービスのご負担分から負担の上限が
37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き
上げられます。なお、負担の上限の引き上げの
対象は、同一世帯内に課税所得（注）145万円
以上の65歳以上の方がいる世帯です。ただし、
同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその
方の収入が383万円未満、同一世帯内に65歳以
上の方が2人以上いる場合はその方々の収入の合計額が520万円未満である時には、その旨を市にあらかじめ
申請することで、37,200円になります。該当すると思われる方には、申請についてのご案内をお送りします。
（表2参照）

表2 高額介護サービス費等の上限額

区分	負担の上限額(月額)※
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯） 【新設】
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
● 高齢福祉年金を受給している方 ● 前年の合計所得金額と公的年金 等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※世帯：住民基本台帳上の世帯員で介護サービスを利用した
方全員の負担の合計の上限額
個人：介護サービスを利用したご本人の負担の上限額

（注）「課税所得」とは、収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し
引いた後の額をいいます。

一定以上の所得がある方の
利用者負担が変わります

65歳以上の合計所得金額（※1）が160万
円以上の方は、介護保険利用者負担割合が
「2割」になります（単身で年金収入のみの
場合、年収280万円以上）。ただし、合計所
得金額が160万円以上であっても、実際の
収入が280万円に満たないケースや65歳以
上の方が2人以上いる世帯で収入が低い
ケースがあることを考慮し、世帯の65歳以
上の方の「年金収入とその他の合計所得金
額（※2）」の合計が単身で280万円、2人
以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担に
なります。また、平成27年7月下旬頃に要支
援・要介護認定を受けている全ての被保険者
の方に対して、1割負担または2割負担と記
された「介護保険負担割合証」を発送する予
定です。なお有効期間は、8月1日から翌年
度の7月31日までです（毎年度発行）。介護
サービス等を受けようとする時は、介護保
険被保険者証とともに必ず介護保険負担割
割合証を事業者等へご提示ください。

※1「合計所得金額」とは、収入から公的
年金等控除、給与所得控除、必要経費を
控除した後で、基礎控除や人的控除等
の控除をする前の所得金額をいいます。
※2「その他の合計所得金額」とは、合計
所得金額から、年金の雑所得を除いた
所得金額をいいます。

低所得の利用者が負担する
食費・居住費の軽減の
適用要件が変わります

低所得者の利用者のうち、配偶者が住民税
課税者、または預貯金等が一定額を超える場
合には、食費・居住費の軽減がなくなります。
これまで、負担軽減の申請をいただいた
後、本人及び同一世帯の方の前年の所得を
基に対象となるか判断していましたが、平成
27年8月からは、次の取扱いを追加します。

- ① 配偶者が市区町村民税を課税されている
かどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外とする（世帯が同じか
どうかは問わない）。
- ② 預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超
える場合には負担軽減の対象外とする。
 - 配偶者がいる方：合計2,000万円
 - 配偶者がいない方：1,000万円

平成27年度の介護保険料納入通知書
（決定通知書）を送付します

65歳以上の方（第1号
被保険者）について、平成
27年度介護保険料（年額）
が決定しましたので、7
月初旬に納入通知書を郵
送します。特別徴収（年金
天引き）の方は既に仮徴
収をしております。
介護保険料は、介護保
険制度を運営するための
貴重な財源となります。
制度の安定的な運営のた
め、ご理解ご協力をお願
いします。
介護保険料負担の仕組み
介護保険に係る費用
は、国、都、市の公費と
保険料とで原則50パーセ
ントずつ負担します。40
歳（64歳）の方の保険料は、
その方が加入している医
療保険の算定方法に基づ
き決められ、医療保険の
保険料とあわせて納めま
す。65歳以上の方の保険
料は、市が定めた基準額
に、その方の平成26年中

未満の方は普通徴収（納
付書払い）になります。
また、年額18万円以上
の年金を受け取っている
方でも65歳になったばか
りの方、他市から転入さ
れた方、平成27年4月1
日時点でまだ年金を受け
取っていない方は、
一定期間普通徴収となり、
その後自動的に特別徴収
に変わります。年金を担
保に融資を受けている方
も、その間は普通徴収と
なります。なお、保険料
別徴収による金額以外に
一部を納付書により納め
ていただくことがありま
す。普通徴収は、年額保
険料を8期（7月～翌年
2月）に分けて納付して
いただきます。納入通知
書に同封の納付書により、
お近くの金融機関等で納
付してください。一時的
に普通徴収となる方は、
該当期の納付書のみを送
付します。
問合せ 高齢介護課・
内線1171まで。

介護保険料の減額申請を



介護保険制度は、国民皆さんで支えあう社会保険制度です。それぞれの所得に応じた段階の保険料を滞滞なくお支払いいただくことが原則となっています。

市では、一定の条件に該当する方について、申請日以降の介護保険料を最大50パーセントに減額する市独自の措置を実施しています。

なお、減額の対象と認められた方は、申請日以降の納期の保険料から減額の対象となります。

申請の条件

- 次の全ての条件に該当する方
- 申請日の属する年度の市民税が世帯全員非課税であること
- 生活保護を受給していないこと
- 生活保護の生活扶助基準に対する世帯の収入認定額の割合が100分の120未満であること
- 世帯の申請日現在の預貯金総額が、生活扶助基準の12か月未満であること
- 日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- 市民税課税者に扶養されていないこと
- 介護保険料の滞納がないこと

申請方法

高年齢介護課(市役所2階)で申請してください。なお、必ず7月初旬に郵送する介護保険料納入通知書と世帯全員の収入及び預貯金の額が確認できる書類、通帳、印鑑を持参のうえ、窓口にある申請書に必要事項を記入して提出してください。

申請は毎年度必要となりますのでご注意ください。

問合せ 高年齢介護課・内線1171まで。

認知症サポーター養成講座

認知症は、脳の障害により記憶障害や認知障害が起る病気です。85歳以上の4人に1人が認知症を発生しているといわれ、誰にでも起こる可能性があります。認知症について正しく知り、認知症の人や家族を支援する、認知症サポーターになりませんか。認知症サポーターは何か特別な

ことをする人ではなく、温かく見守る応援者です。参加された方には、認知症サポーターの目印であるオレンジリングを差し上げます。

日時 7月16日(木)午後2時～3時30分

場所 中央公民館

講師 高齢者ほっと支援センター職員など

定員 約40人

費用 103円(資料代)

申込み 高齢者ほっと支援センターいもくぼ☎042-563-8777まで。

親と子の環境教室

施設見学を通して、環境について学びませんか。武蔵村山市、東村山市、清瀬市、東大和市の4市合同事業として実施します。

対象 市内在住の小学生とその保護者

実施日 7月29日(水)(雨天決行)

見学先 桂川ウエルネスパーク(山梨県大月市富浜町)

集合・解散 市役所北側玄関前。午前8時集合、午後5時解散予定

見学先までは、借り上げバスを使用します。

定員 小学生とその保護者計25人(申込順)

参加費 1人500円

見学先への入場は無料です。体験予定のプログラムには、大人、小学生問わず料金がかかります。

持ち物 昼食、雨具など

申込期限 7月10日(金)

申込み 環境課・内線1272まで。

障害福祉

難病医療費助成制度の対象疾病が拡大されました

難病医療費助成制度の対象疾病について、平成27年7月1日から196疾病が追加され、全体で306疾病が対象となりました。

新たな対象疾病や申請手続きについては、次の問合せ先等でご確認ください。

問合せ

- 東大和市役所障害福祉課 内線1126
- 東京都福祉保健局疾病対策課☎03-5320-4004、同課立川分室☎042-512-8293、東京都福祉保健局ホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/ryo/nahyo/nk-shien/index.html>)

当する世帯70歳以上 身体障害者手帳2級以上 愛の手帳の交付を受けている

過去にこの制度及び平成23年度まで防災安全課で実施していた事業で取り付けをした方は申請できません。

支給内容 家具転倒防止用の「つっぱり棒」、T字型家具転倒防止器具、家具転倒防止板など

器具の種類や数量は、申請書に記入し、7月17日(金)まで、の方は高年齢介護課(市役所1階)で配布する申請書をご覧ください。

申請に必要なもの 印鑑(朱肉を使うもの)

問合せ の方は高年齢介護課・内線1176、の方は障害福祉課・内線1233まで。

土・日曜日、祝日は除く。

申請場所 障害福祉課(市役所1階)

申請に必要なもの 申請書、被爆者健康手帳の写し、見舞金を振り込む口座の口座番号がわかるもの、印鑑(朱肉を使用するもの)

申請に必要なもの 4ヶ月分のガソリン・軽油費の領収書、印鑑朱肉を使用するもの(自動車ガソリン助成対象者証(ついで色)申請期間は受付できませんのでご注意ください。

振込口座等に変更があった時はお申し出ください。

問合せ 障害福祉課・内線1123まで。

原子爆弾被爆者見舞金の申請を 対象 市内在住で被爆者健康手帳の交付を受けている方

申請期間 7月1日(水)～31日(金)午前8時30分～午後5時

就職フェア

in 東大和

市では、ハローワーク立川との共催により、就職面接会を開催します。参加企業の人事担当者と直接面接することができ、ぜひご参加ください。

事前申込みは不要です。

日時 7月14日(火)午後1時30分～4時

受付は午後1時から。

場所 中央公民館ホール

参加企業 東大和市、武蔵村山市周辺の企業約10社程度

求人内容は、開催日の約10日前に就職情報室(市役所5階)及びハローワーク立川のホームページでお知らせします。

参加費 無料

持ち物 履歴書(面接を希望する企業の枚数)、筆記用具、参加票(当日記入可)、ハローワークカード(お持ちの方のみ)

問合せ ハローワーク立川☎042-525-8615または産業振興課・内線1075まで。

左胸の刺繍デザイン(3種類)



東大和市観光キャラクター「うまべえ」の刺繍入りポロシャツを市内業者で販売しています。

仕様 「うまべえ」のデザインは3種類(下図参照)、シャツの形体はボタンダウンやポケット付きなど、色々あります。

価格は、二、四〇〇円から

購入方法 市内販売店で

詳細は市のホームページをご覧ください。

問合せ 産業振興課・内線1074まで。

東大和就職情報室

東大和就職情報室(市役所5階)は、ハローワーク立川との共同により、地域に密着したハローワークとして職業相談・紹介業務を行っています。また、専用のパソコンでハローワーク立川と同じ求人情報が検索できるようになっています。

ご利用ください

年齢に関係なくどなたでも利用できますので、お気軽にお越しください。

なお、市内企業の人材募集の取次(ハローワーク立川で受付します)も行っていますので、ぜひご利用ください。

利用時間 月～金曜日午前9時～午後5時(祝日は除く)

問合せ 東大和就職情報室・内線1194へ。

世帯員全員が70歳以上または障害者の方へ 家具転倒防止器具等を取り付けます

市では、世帯全員が70歳以上の方及び障害のある方に対して、災害時の家具転倒防止器具などを無料で取り付けています。

対象 市内に居住し、住民基本台帳に記録している方で構成する世帯の全員が70歳以上のいずれかに該当する世帯

申請期間 7月1日(水)～10日(金)午前8時30分～午後5時(土・日曜日は除く)

申請場所 障害福祉課(市役所1階)

申請に必要なもの 4ヶ月分のガソリン・軽油費の領収書、印鑑朱肉を使用するもの(自動車ガソリン助成対象者証(ついで色)申請期間は受付できませんのでご注意ください。

振込口座等に変更があった時はお申し出ください。

問合せ 障害福祉課・内線1123まで。

原子爆弾被爆者見舞金の申請を 対象 市内在住で被爆者健康手帳の交付を受けている方

申請期間 7月1日(水)～31日(金)午前8時30分～午後5時

今月の「手話通訳者がいる日」

市役所本庁舎に来庁した方の行政手続き等の手話通訳を行います。

配置日 3日(金)・10日(金)・17日(金)・24日(金)・31日(金)

配置時間 午前9時～午後5時

待機場所 相談室2(市役所1階食堂向かい)

問合せ 障害福祉課・内線1123

ファクス 042-563-5928まで。

支援が必要な児童・生徒の理解推進講演会
特別支援教育の理解・推進を目的として講演会を開催します。ぜひ、お越しください。

7月24日(金)午後2時30分
から(開場は午後2時) / 場所 中央公民館ホール / 講師 市川奈緒子氏(白梅学園大学准教授) / 「発達障害のある子どもの保護者を支える」幼稚園・保育園・学校などで行うこと / 申込不要です。直接会場にお越しください / 学校教育課・内線1526まで。

7月から不用食器回収は中央公民館で行います
市役所庁舎等の耐震工事に伴い、不用食器の回収と無料配布は、今月から中央公民館ホール入口で行います。

曜日・時間 毎週木曜日午前10時～午後3時 / **品目** ガラス製・陶磁器製の食器(割れているもの、欠けているものも回収します)。きれいに洗ってお持ちください / **ごみ対策課**・内線1241まで。

下水道管調査を実施します
市では、下水道施設の状態(つまり、堆積、損傷、劣化等)の確認を目的として、定期的に下水道管の調査を実施しています。調査作業は道路上で行います。そのため一時車両の通行を規制させていただきます。その際は別途お知らせします。

調査期間 7月上旬～10月上旬 / **調査予定時間** 午前9時～午後5時 / **調査予定場所** 立野1～4丁目、上北台1～3丁目、桜が丘2～4丁目、桜が丘1丁目、一部高木2・3丁目、一部狭山4丁目の一部 / 詳細はお問い合わせください / 下水道課・内線1233まで。

参加者を募集！第20回シニア健康スポーツフェスティバルTOKYO
都内在住の59歳以上の方(昭和32年4月1日以前に生まれた方)を対象としたスポーツ大会です。

期日 9月26日(土)～11月23日(祝日)(会場、日程は種目により異なります) / **種目** ラジボール卓球、テニス、ソフトテニス、ソフボール、ゲートボール、バタンク、マラソン、弓道、剣道、サッカーの10種目 / **参加費** 一、〇〇〇円 / **申込書** 高齢介護課(市役所2階) / 市民体育館、社会福祉協議会で配布 / **申込締切** 7月31日(金)(消印有効) / 公益財団法人東京都体育協会事業部生涯スポーツ課☎03 6804 8122へ。



東大和警察署「安全運転管理者等の選任届の提出を忘れず」
安全運転管理者等の選任義務を熟知していない自動車の使用者や、法定台数以上の車両を保有しているが安全運転管理者等を選任していない事業所が見受けられます。

次のような場合は、安全運転管理者等の選任が法律で定められていますので、選任届を提出していない方は、届出をお願いします。

【選任届が必要な場合】
自動車を5台以上使用するとき。
11人乗り以上の自動車を1台以上使用するとき。

中小企業大学校東京校「Business」を開催しています
Business(ビジネス)では、毎月第3金曜日(ご当地)でも参加できる交流会「3金会」を開催しています。ゲストの講演を始め、盛りだくさんの内容で皆さんの参加をお待ちしています。

7月17日(金)午後5時～7時 / **場所** 中小企業大学校東京校東大和寮3階 / 500円(軽食・飲物代) / Business☎042 565 1195へ。

7月は会員増強月間です
社会福祉協議会では、より多くの方々に会員になっていただくため、7月を会員増強月間としています。会員の輪が広がることで、皆さん一人ひとりの善意が地域福祉を支える柱となり、

さらに充実した福祉サービスを提供することができま。この機会に一人でも多くの方に会員になっていただきますよう、ご協力をお願いいたします。なお、増強月間以外でも常時会員を募集しています / 社会福祉協議会☎042 564 0012へ。

ふくし法律相談
高齢者や障害者の方で判断能力の不十分な方の権利擁護相談、福祉サービスの利用に際しての苦情、生活上で法律的な解決が必要なことなど、専門的判断が必要とされる相談に、弁護士が無料でお答えします。

7月23日(木)午後1時30分～4時15分(1件につき45分間) / 相談は予約制です。事前に相談の概況をお伺いします / 社会福祉協議会あしん東大和☎042 590 018へ。

あしん東大和講演会「相続」のいろは「他人事ではない「相続」のはなし」
弁護士が、体験談を盛り込みながら、よくある「相続問題」と、新しくなった

「相続税」について、分かりやすくお話しします。7月23日(木)午前10時～正午(受付は午前9時30分から) / **場所** 社会福祉協議会 / 40人(申込順) / **講師** 伊吹勝美氏(ひめじやら法律事務所) / 手話通訳・要約筆記有り / **申込み** 7月22日(水)までに社会福祉協議会あしん東大和☎042 590 0018へ。

シルバー人材センター「草取り会員募集」
市内在住の60歳以上の健康な方で、自転車で就業場所への移動が可能の方 / 協調性のある方 / **就業内容** 個人宅や駐車場、市内公園等での草むしりや掃き掃除(作業は全て手作業で行います) / 作業に必要な鎌や熊手、作業服等は各自で用意してください / 仕事をするためには、連絡のうえ、入会説明会に参加し、会員登録することが必要です / **シルバー人材センター**☎042 565 0531へ。

シニア男性の初心者料理教室(まめの会) / シニア男性で料理初心者の方 / 7月11日(木)午後1時～1時45分 / 中央公民館 / 15人(申込順) / 晴れの日の料理を作る / のり巻・お稲荷他 / 吉久保ヨシ / 650円(材料代) / エプロン、三角巾、手拭きタオル / 7月8日までにまめの会☎042 565 9778へ。

シニア健康水泳教室(水泳協会) / 60歳以上の男女(60歳未満若干名可) / 7月25日・8月1日午後4時～5時30分 / 市民プール / 15人(申込順) / シニア層対象の初歩的水泳教室 / 水着、スイミング用帽子、ゴーグル / 8月22日・29日も開催を予定しています / 7月12日までに杉本070 6409 1226へ。

会員募集(ゆる体操) / 子ども・高齢者 / 毎月2回木曜日午後1時～2時 / 桜が丘市民センター / 簡単な動きのゆる体操で心身をリラックス / 黒岩090 105 4390

女子ソフトボール会員募集(スウィングス) / 18歳以上の方 / 毎週火曜日午前10時～正午 / 桜が丘市民広

女子ソフトボール会員募集(スウィングス) / 18歳以上の方 / 毎週火曜日午前10時～正午 / 桜が丘市民広

場、日曜日(不定期) / 午前10時～正午 / 第六小学校校庭 / 千二百五十円(保険代含む) / 野上042 4112

夢の「スポーツ吹矢」会員募集(日本スポーツ吹矢協会東大和市芋窪支部) / 毎週日曜日午前9時～正午 / 蔵敷公民館 / 腹式呼吸法を取り入れて、健康促進・病気予防にもなります / 1回100円 / 田中090 3516 1169

第16回市民公開講座(公立昭和病院) / 7月18日午後2時30分～4時 / ハミングホール / 「女性のがん(子宮がん・卵巣がん)について」 / 武知公博 / 「糖尿

都立羽村特別支援学校夏祭り / 7月18日午前10時30分～午後2時(雨天実施) / 羽村特別支援学校 / 模擬店、ダンス・合唱・和太鼓バンド演奏等の発表など / 同校☎042 554 0829

官公庁だより

児童館だより

- むこうはら児童館 ☎042-563-1858**
七夕飾り作り / 幼児以上 / 7月2日午後2時30分～4時
水遊び / 乳幼児 / 7月8日午前10時45分～11時30分 / 水遊び用おむつ、ぬれてもよい服(水着可) / 卓球教室 / 小学生 / 7月15日午後2時～3時30分
わくわく むこじどランド / 幼児以上 / 7月17日午後1時30分～3時30分 / 250人 / 申込受付は7月15日まで。
むこじど広場(いろいろなぬり絵を楽しもう) / 小学生以上 / 7月22日午後3時～4時30分
きよはら児童館 ☎042-565-6021
たなばた飾り制作 / 小学生 / 7月1日～4日午後2時～4時30分
こぐまちゃんこうえん(大型遊具等で自由に遊ぶ) / 乳幼児 / 7月14日午前10時30分～11時30分
工作教室(アキバコメイロカカタ) / 小学2年生以上 / 7月15日午後3時～4時30分 / 16人(申込順) / 申込受付は7月2日から。
えほんのもり(絵本の読み聞かせ) / 小学生 / 7月21日午後3時～3時30分
ならはし児童館 ☎042-562-3600
あつまれ赤ちゃん(赤ちゃんプール) / 10か月前後の乳幼児 / 7月8日午前10時30分～11時30分 / 水着または水遊び用おむつ、着替え、タオル、着替えを入れる袋
工作教室(ペットボトルでプチモザイク) / 小学2年生以上 / 7月15日午後3時15分～4時45分 / 15人 / 50円 / 申込受付は7月2日～10日
スポーツ教室(ユニホック) / 小学2年生以上 / 7月16日・17日午後4時～4時45分
ウォーターバトル / 小学生以上 / 7月22日午後1時30分～3時 / サンダル、水着、着替え、タオル、着替えを入れる袋 / 当日に受け付けます。
ちびっこ広場(夏の遊び) / 乳幼児 / 7月29日午前10時30分～11時30分
なんがい児童館 ☎042-567-2441
七夕飾り作り / 幼児以上 / 7月2日午後2時～4時
ちびっこあそべるday / 乳幼児 / 7月3日午前10時～正午
子ども映画会 / 幼児以上 / 7月4日午後3時20分～午後5時15分 / 会場: 第二小学校体育館
こまめちゃん(おみずであそぼう) / 乳幼児 / 7月15日午前10時30分～11時15分 / 飲み物、帽子、水着、着替え、タオル / 雨天時は室内遊び
子どもたちとの公民館&児童館 / 幼児以上 / 7月18日午後1時30分～4時 / 参加チケットの申込みを受け付けています(無くなり次第終了)。
さくらがおか児童館 ☎042-567-2237
七夕かざり / 幼児以上 / 7月1日午後3時30分～4時 / みんなで飾りつけた笹を東大和南公園へ持っていきます。
あそんDEパーク / 乳幼児 / 7月8日午前10時30分～11時30分
料理教室(みたらしだんご) / 小学生以上 / 7月15日午後3時15分～4時30分 / 24人 / 50円 / エプロン、三角巾、手拭きタオル、水筒 / 申込受付は7月3日午後3時30分から。本人またはその家族が参加費を持って児童館窓口でお申し込みください。定員を超えた場合は、4時15分から抽選を行います。
かみきただ児童館 ☎042-567-2884
ちびっこワールド / 5歳までの乳幼児 / 7月3日(七夕飾り)・17日(水遊び)。雨天時は室内遊び / 午前10時30分～11時15分 / 17日(水遊び)は持ち物があります。事前にお問い合わせください。
ベビママ / 生後2か月～1歳の乳幼児 / 7月8日午前10時30分～11時30分
すくすくクラブ(保健師と話そう) / 5歳までの乳幼児 / 7月16日午前10時30分～11時30分
お楽しみ会(脱出ゲーム大会) / 小学生 / 7月18日午後1時30分～3時30分 / 申込受付は午後3時まで。
定員制の行事は3日前までに申込みを(申込順。定員になり次第締め切り)。受付時間は月～土曜日の午前10時～午後6時(祝日は除く)。乳児・幼児は保護者の付き添いが必要です。

今月の相談

法律相談 / 毎週金曜日、午前9時～正午
 人権の上悩みごと相談 / 16日木、午前9時30分～正午
 税務相談 / 16日木、午後1時～4時
 登記相談 / 16日木、午後1時～4時
 行政苦情相談 / 23日木、午前9時30分～正午
 交通事故相談 / 23日木、午後1時30分～4時
 不動産取引相談 / 9日木、午前9時～正午
 行政手続相談 / 9日木、午後1時～4時
 以上予約制 / 秘書広報課・内線1413まで。
 市民相談 / 月～金曜日、午前8時30分～午後5時 / 秘書広報課・内線1413
 多重債務相談 / 8日水、午後1時～4時(3日(金)までに要予約) / 市民生活課・内線1713
 消費生活相談 / 毎週月・火・水・金曜日、午前10時～午後4時(予約優先) / 市民生活課・内線1713
 男女共同参画相談 / 月～金曜日、午前9時～午後5時(予約制) / 市民生活課・内線1715
 子育て総合相談 / 月～土曜日、午前9時～午後5時 / 子ども家庭支援センター ☎042-565-3651
 児童・家庭相談(専門) / 23日木、午後1時～3時(予約制) / 子ども家庭支援センター ☎042-565-3651
 ひとり親・女性相談 / 月～金曜日、午前9時～午後4時(予約制) / 子育て支援課・内線1765
 福祉なんでも相談 / 月～金曜日、午前9時～午後5時 / 社会福祉協議会 ☎042-564-0012
 健康相談 / 3日(金)、午前10時～11時30分 / 向原市民センター / 市立保健センター ☎042-565-5211
 教育相談 / 月～金曜日、午前10時～午後5時 / さわやか教育相談室 ☎042-562-7911
 職業相談 / 月～金曜日、午前9時～午後5時 / 東大和就職情報室(市役所5階)・内線1194
 高齢者相談、高齢者虐待・養護者支援相談 / 月～土曜日、午前9時～午後5時、電話相談はいつでも可 / 高齢者ほっと支援センター いもくぼ ☎042-563-8777・きよはら ☎042-590-1138・なんがい ☎042-566-8133
 障害者(身体・知的)相談 / 毎週水曜日午前9時～正午(予約制) / 社会福祉協議会 ☎042-564-0012
 [相談名 / 日時 / 場所 / 連絡先の順に掲載]

あなたのまちから

まちの話題をお寄せください。
問合せ 秘書広報課・内線1412まで。



※デフリンピックとは、聴覚障害者のためのオリンピックです。

◀スノーボード日本代表の森仁秀さん ロシアでのデフリンピックに出場

スノーボード日本代表として、第18回冬季デフリンピックに出場した森仁秀さん(上北台在住)が、5月22日に市長を表敬訪問しました。森さんは「5年前に友人から勧められてハーフパイプの練習をはじめました。次回大会は、得意なスロープスタイルとあわせて2競技に出場したい。スノーボードをやりたい人を集め、選手を増やしたいので、よかったら皆さんで練習しましょう」と思いを表現してくれました。

▶スマートフォンや携帯電話の使い方 市内中学生が意見交換を行いました

5月19日、市内中学校の生徒会が、スマートフォンや携帯電話の使い方についての意見交換を行いました。東大和市立連合生徒会会議で実施したこの意見交換では、所有率や家での使い方等のアンケート結果、課題やルールの作成などの取り組みを学校ごとに発表しました。生徒たちは、スマートフォンや携帯電話の使用によるトラブル・いじめについて、自分たちの問題と意識し、解決に向けた話し合いを続けました。



◀農産物共同直売所アンテナショップ 地元産の新鮮な野菜はいかがですか

5月7日に、農産物共同直売所アンテナショップが再開されました。アンテナショップでは、毎週木曜日午前8時30分～正午に、市内農地で生産した野菜や果物などを提供しています。なお、7月2日(木)から、場所が中央公民館ピロティに変更となりますので、ご注意ください。キュウリ、トマト、ピーマン、ナスなど、みずみずしい夏野菜の季節が近づいています。新鮮で安全安心な農産物を、ぜひご賞味ください。



日本年金機構からの お知らせ

「年金情報流出」を口実にした「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

日本年金機構において、職員の端末に対する外部からのウイルスメールによる不正アクセスにより、日本年金機構が保有する個人情報の一部が外部に流出したことが判明しました。

ご自宅や職場に、日本年金機構の職員等を名乗る電話がかかってきたら、迷わずに下記へご連絡ください。

専用電話窓口(コールセンター) ☎0120-818211
受付時間 午前8時30分～午後9時
警察相談専用電話 ☎#9110



ヒマワリ

わがまちの <202> 風物詩

お問合せ 郷土博物館 ☎042-567-4800

光に向かって咲くもの

「光に向かって咲くもの 萬歳」
 小説「友情」の執筆や「新しい村」を開いたことで知られる武者小路実篤は、絵もたくさん描きました。ヒマワリの絵に添えられたことば(贅)が、冒頭の「光に向かって」です。
 太陽の光を浴びて、輝くように咲くヒマワリ。「萬歳」と呼びかけたくなる気持ち、共感できます。
 先日、「クワガタムシをつかまえた」と見せてくれた男の子。うれしそうなその笑顔、満開のヒマワリのようにうたった。「光に向かって咲くもの萬歳」と咲いているようにうたった。

市長コラム
 「戦争を知らない子どもたち」
 東大和市長 尾崎保夫

今回の題目は、昭和40年代半ば、フォークソングの全盛時代に一世を風靡しました曲のタイトルと同じです。
 この曲の中で歌われております「戦後生まれの子どもたち」は、その後日本の高度成長に大きな影響を与えました「回塊の世代」とも言われており、戦後の平和の時代を謳歌した世代かもしれません。戦争を知らない私たちに、戦争の惨禍を伝えておられますが、市南部の都立東大和南公園内にあります「旧日立航空機株式会社変電所」です。

意によりまして、それが大きな運動へとつながり、保存へと実を結んだ貴重な戦災建造物です。
 平成27年は、戦後70年の節目の年で、戦争の体験者が少なくなってきた今、恒久平和を次の世代に伝える「シンボル」として、この戦災建造物を守っていくための活動を市民の皆様とともに始める年であるとも考えております。